

# 教育福祉常任委員会会議記録

1. 期　　日　　令和7年2月25日(火)　　開会 15時34分  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　閉会 17時28分
2. 場　　所　　第1委員会室
3. 付議事件　　①2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める陳情書（令和7年陳情第2号）  
　　　　　　　②訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出についての陳情（令和7年陳情第3号）  
　　　　　　　③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（町長提出議案第10号）  
　　　　　　　④二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（町長提出議案第12号）  
　　　　　　　⑤二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（町長提出議案第13号）  
　　　　　　　⑥特定事件の調査について
4. 出席者　　小笠原委員長、岡田副委員長、小林委員、一石委員、羽根委員、古谷委員、前田議長
- 執行者　　①②健康福祉部長、高齢介護課長、介護保険班長  
　　　　　③町長、副町長、子育て・健康担当参事、子育て支援担当課長、子育て支援班長  
　　　　　④⑤町長、副町長、健康福祉部長、高齢介護課長、高齢福祉班長、介護保険班長  
　　　　　⑥なし
- 傍聴議員　　7名  
一般傍聴者　0名
5. 経過  
議長あいさつ

- 
- ①2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講じることを求める陳情書（令和7年陳情第2号）  
②訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出についての陳情（令和7年陳情第3号）

委員長

皆様こんにちは。ただいまより教育福祉常任委員会を開会いたします。初日の本会議で付託されました案件について審査いたします。令和7年陳情第2号、2024年度介護報酬改定における、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策を直ちに講ずることを求める陳情書。令和7年陳情第3号、訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出についての陳情を一括議題といたします。お諮りいたします。本陳情につきまして議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認めます。それでは、本日は陳情第2号提出者の湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会代表幹事、吉澤学様と山口真治様。また、陳情第3号提出者の平塚地域社会保障推進協議会会長、原昭二様より委任されました高橋勇美様の出席をいたしております。それではそれぞれ10分程度にまとめて趣旨説明をお願いいたします。最初に吉澤様と山口様よろしくお願ひいたします。

### <趣旨説明>

吉澤氏

それでは、今ご紹介に預かりました湘南ウエストで二宮の方の代表幹事を務めさせていただいております吉澤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。まず、湘南ウエストについての概要を少しご紹介させていただければと思います。今、委員長の方から紹介いただきました通り、湘南ウエストの正式名称は湘南ウエスト大磯二宮介護保険事業者連絡会と申します。どういった団体が加盟しているかというと、大磯、二宮両町で介護保険のサービスを提供している事業者で構成されている職能団体となります。ですので、平塚とか、小田原にある事業所についても加盟していただいているところもあります。目的はと言いますと、事業者間の情報共有や交流、あと研修会等を通して、介護保険のサービスの質の向上をもって、利用者様の福祉の増進に寄与するということを目的として設立した団体でございます。現在42法人、あと79の事業者が加盟していただいている、そこで働いていただいている介護従事者は、この前、集計をしたところ800名を超えるこれが、介護従事者のみの数字なので、他にドライバーさんとか、そういういろいろな方を含めるともう少し増えると思いますが、介護従事者として働いている方は810名を超えたぐらいになります。今は訪問部会、通所部会、施設部会、あとはケアマネの部会の4つの部会があって部会ごとに研修を

行ったり、全体として総会を行ったりしております。そのような団体でございます。今回、訪問介護の本体報酬単価引き下げに対する対応策をと言ってこの陳情書を出させていただいたところはもちろん、この湘南ウエストの中には訪問部会がありまして、そこに訪問介護の事業者が 10 団体ございます。そこからの今の現状、窮状を聞くに当たり、ちょっと湘南ウエスト全体として、少し何とか改善していければというところで意見を出そうということになり、今回の陳情に至りました。それについて、アンケートをとっております。そこをまとめたりして、あとは、今日は山口の方は訪問介護事業所の管理者でもありますので、そのところの実情を伝えていただければと思い 2 名で参加させていただいております。ここからは山口の方からアンケートの結果、あと、今二宮大磯両町における訪問介護事業所の実情について説明させていただきます。

山口氏

私は二宮町にありますオリーブヘルパーステーションというところで管理者をしている山口と申します。今回、湘南ウエストで加盟している訪問介護事業所等にいろいろ意見をお聞きしているので、ちょっとその辺も含めてご説明したいと思います。今回、陳情書の方にも挙げていますけれども、令和 6 年度の介護報酬改定で全体としては 1.59% を引き上げられたのですが、訪問介護については 2% 引き下げられていると、約 20% で 2% 以上ですが実質的には引き下げられているという状況があります。厚労省の方としては、訪問介護は収支差率が高いということを言っていて、あとは、訪問介護については介護職員の処遇改善加算の加算率を上げたので、その分でカバーできるというような説明をしていますが、訪問介護の実態としては、全国の訪問介護事業所の約 40% が赤字経営であるというのが一つあります。それと訪問介護の事業所にはいろんな事業形態があり、ご自宅を一軒一軒回るサービスもあれば、有料ホームなどに併設していて、施設に入所している方のお部屋を回るというようなサービスもあります。あとは地域差も結構あって、都市部とかだと、結構ご利用者とご利用者間の移動時間は短いんですが、地方になるとご利用者間の移動にかなりの時間を 20 分、30 分、場合によって 1 時間かかるような事業所などもあって、その移動時間については一切報酬にはならないという厳しい状況もあって、事業形態、またそのサービス地域などによって、収支差率に大きな差があるというのが実態です。ということで、厚労省が言っている話として、収支差率は高いと言っていますが、それはもうそれぞれのいろんな事業形態も踏まえたきちんとした実態調査をした上で、判断すべきだというふうに考えていますし、介護職員の処遇改善加算率を上げたと言っていますが、この介護職員の加算というのは入ってきたお金は

全額介護職員に支給することになっているので、事業所には一切残らないと、そういうもののため介護職員の加算を上げたからと言って、もう事業所の運営には一切関係ない話だということですね。そこで、今回湘南ウエストの事業所、ウエストに加入しているヘルプの事業所は10ヶ所あります。そちらにアンケート調査を行いました。大磯町は3事業所あり、そのうちの1つは施設に併設している事業所ですが、二宮町は7事業者あります。7事業所のうち1ヶ所はやはり施設に併設しているんですけれども、ただそこの事業所は施設の中の利用者の訪問もするし、ご自宅で生活している方の訪問もするということで、非常にやっぱりいろいろな事業形態があるということですね。今回の報酬改定の影響について確認したところ、半数の事業所はもう影響が非常に大きいと言っていて、影響が大きい、そして非常に大きい、合わせると約8割の事業所はそのように回答しています。少なくとも3つの事業所は今回の報酬改定で1年間の収入が100万円以上減額になるというふうに回答しています。

あとは、各事業所からのいろいろなご意見ですけども、まず1件目、訪問介護が長年にわたって、人員不足やヘルパーの高齢化などの課題があります。さらに近年は諸経費の高騰が重なって、事業所経営は非常に厳しくなっています。そのような状況で今回の報酬の減額は全く考えられないことです。2件目、厚労省は訪問介護の収支差率が高いと言っていますが、一方で約40%の事業所は赤字経営ですと、これも事実です。この相反する情報について、厚労省は経営実態を十分に把握することなく、今回の報酬の減額を決定しました。現場を全く知ろうとせずに重大な決定を下した厚労省の対応に憤りを感じます。各事業所の経営実態を把握して、介護補償を見直すべきです。もう1件、利用者がコロナに感染するとデイサービスやショートステイを利用できないので、ヘルパーが防護服を着て、自宅を訪問して介護を行ったケースが何件もありましたと。独居や一人暮らし、高齢者世帯の増加もあって、訪問介護がなければ、在宅生活が成り立たないケースはたくさんあります。訪問介護がまさに在宅介護の要のサービスです。こういった訪問介護事業所が安定した経営ができないと若い人材が入ってきません。ヘルパーが不足したり、事業所が閉鎖になると、地域住民の皆さんが必要になった時に、自宅で生活することが困難になります。訪問介護事業所が安定して運営するために、早急な報酬の見直しをしてください。処遇改善加算のみアップしても、事業所に残る収入にはなりませんので、基本報酬のアップが必須ですということと、あと最後にもう1件、中郡のヘルプ事業所の状況を確認したところ、収支の状況については何とか収支トントンで運営しているっていう事業所が少なくとも1ヶ所、すでに赤字経営になっているところが少なくと

も1ヶ所あります。それ以外のところは細かい数字をちょっと把握できなかったのですが、実際、かなり経営的に厳しい事業所がすでに出てきているという状況があります。そして、ヘルパーさんの平均年齢が60歳以上であるという事業所は少なくとも4事業所ありますということで、かなりヘルパーさんの高齢化が進んでいるのと、経営上も厳しい事業所が実際出てきているということを考えると、中郡においてもヘルプ事業所の閉鎖というのはあり得るというふうに考えていますので、我々非常に危機感を持って、今回陳情書を出させていただきました。以上です。

高橋氏

陳述の機会をいただきましてありがとうございます。平塚地域社会保障推進協議会から来ました高橋と申します。よろしくお願ひいたします。平塚地域社会保障推進協議会だけ簡単にご説明させていただきます。全県に神奈川県の社会保障推進協議会っていうのがありますし、その中で私どもは、平塚、大磯、二宮、秦野、伊勢原地域の社会保障、社会福祉に関する学習会とか、その充実を求めて様々な活動をしています。加盟団体は私ども医療生協かながわとか労働組合とか様々なところが任意に加盟してる団体でございます。本日のところ先ほどの陳情とちょっと重なる部分があって一括ということでございますけれども、訪問介護報酬引き下げに関して全県でのアンケートをもとに、今回陳情させていただくということでよろしくお願ひいたします。もうすでに資料をお読み取りいただいているというふうに思うんですが、改めてちょっと資料に基づいてちょっと強調点だけしたいかなというふうに思っています。今回、全県の介護事業所のうち約1000件、今回郵送という形で協力をお願ひいたしました。当然、私達推進協議会は事業所を持っているわけではございませんので、名簿に基づいてダイレクトメールっていう形で今回協力をお願ひいたしましたが、最終的には300近い数が返ってきています。この間コロナでちょっと調査が途絶えていたのですが、それ以前だと大体1割返ってくれればいいところが、今回3割も返ってきたっていうところでは、私たちも大変驚きも受けとめていますし、今のちょっとお話ともかぶるんですが、本当に経営が厳しいということをやっぱり私たちにも伝えてくれるぐらい、そういった今厳しい状況にあるというところが、今回明らかになったかなというふうに考えています。

例えば、事前にお配りした資料の8ページのところで、先ほども今回、基本料の引き上げということが、今回最終的には通ってしまったわけですけれども、その中で、やはり今回処遇改善等で一定賄えるんだというところで、最終的には国の方で今回成立をしたところでございますけれども、8ページの下段にもありますが、そもそも

処遇改善を取りたくても取れない。これは実際に算定するにあたっては事前の計画を提出し、今度そのあとには1年間にいっぺんないし、2回の時もありましたけれども、その支給実績つまりもらった分をちゃんと全ての職員にちゃんと支給したのかどうなのかということを含めて報告をしなければいけないということではなかなか大変手間がかかるということで、まだ6%近い事業所が算定できていないということ。それからやはりこれはもう人員の確保ということでは、もうすでに実は処遇改善を。一方では算定する事業所が多いと。ですから、新たな加算にそもそも挑戦できない事業所も一定数ありますので、やっぱりそういう中で、この本当ヘルパー事業所が本体が下げられたということで言えば、前者のお話にあるように収入減ということに直結しているという形になっています。今回の報酬改定にあたって、実は国会でも特別決議の附則が行われたこともちょっと合わせて強調しておきたいというふうに思います。あくまでもそれぞれの介護保険の今回の報酬改定については審議会を経て、国会で審議して決定という形になりますけれども、それとは別に今回の改定に合わせて、与野党全会一致で決議の採択をされています。それが資料の5ページの上段に書かせていただいた通り、今回、本体の報酬を下げた「令和6年度に行われた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定の影響について、訪問介護を始めとする介護事業者等の意見も聴きながら速やかにかつ十分に検証を行い、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて必要な措置を講ずるべきである」ということが全会一致で、まず確認されているということも併せて強調したいというふうに思います。その上で、資料の9ページの方に戻りますが、やはり今回多くの事業所で経営が厳しいという声が寄せられました。厳しいというのは、経営者もしくはそこで現場で働く職員の体感ではありますけれども、全体では8割近い方が事業所が大変経営が厳しいということが出ていますし、今回は具体的な記述欄に多くの方に書いていただきました。8ページのところにも書かせていただきましたけれども、例えば、ある事業所は小さいところそうですけれども、事業所として車を用意できないので、ヘルパー本人の車を使って実際にサービスを提供していると。ガソリン代こそ出るけれども、実際に車を維持管理するには、車検、その他別個費用がかかります。ですから他の業種から見ると自家用車で仕事するなんてというふうにやっぱり言わになってしまう。つまりそれだけ本当に一人一人ヘルパー職員の協力、犠牲があって成り立っているという実態があるんだということをぜひ知っていただきたいというふうに思います。その上で9ページ下段に今回の報酬改定を受けてどうですかというとこ

ろについては変わらないという回答も約2割弱ありましたけれども、悪化するが55.8%。事業継続困難ということになると、2割という点では、やはり本体の報酬のマイナスの影響っていうのは本当に大変大きいものだというふうに考えています。やはり基本報酬が減ってしまうと、本当に処遇改善はそれだけではカバーできない。そもそも事務所の家賃だとか、その他本当に事業、事務所を維持する費用さえ賄えないというところが出ているというふうに見ていただければと思います。あと合わせて最後に、今回の改定を受けてどうです、どういうことを望みますかというところでは、9割の事業所が介護の報酬の再改定を望むという形になっています。何を調べてこのようなマイナス改定したのか全く理解できない。どこを見て黒字だと判断したのかというような声がありますし、私自身は実は診療所で勤務する職員でございますけれども、私たち医療も訪問診療・その他で在宅患者を支えますけれども、医師たちがみんなで口を揃えて言っているのは、地域包括ケアをその人なりに実現するためには、ヘルパー、通所、様々な介護保険サービスがあってこそ成り立つのであって、今本当に大変なことになっているんではないかということも実際にドクターなんかも言っています。ですので今回、国に対して訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定をぜひ早急に行なうことを意見書を国に出していくいただくよう改めてお願い申し上げまして、私からの説明を終わらせていただきます。

### ＜陳情者に対する質疑＞

委員長

それでは一括質疑に入ります。こちら側の丸テーブルの名札が付いている方が担当委員ですのでよろしくお願ひいたします。それでは、質疑のある方どうぞ。

一石

一括で質問させてください。本当に昨年改定当初から専門家、現場を知る専門家が非常に厳しい批判をしているのはよく存じております。2025年問題にも差し掛かるこの時になってどうしてこんなふうになるのかというの私も大変疑問なんですが、まずこのまいまくとどうなるのかということを聞きたいと思います。それから、この改定を歓迎する団体があるのかということ、さっき少しあったんですが、あとそれからその介護保険事業というのは自治体の自治の試金石と言われているわけですね。だから、自治体の裁量もあるんですが、これについて自治体とどのようなやりとりをしてきたのか。そういうことを聞きたいと思います。それから国のこれを決定するにあたって与野党全会一致で決議採択をした。これが政策のあり方について介護事業者の意見を聴きながら速やかにかつ十分に検証を行いということがあります。こういうふうになっているっていうこ

とはその国の衆議院とかの動きについては、どんなふうになっているのかというのも非常に気になると思いました。その辺かな。あとやっぱり今は在宅を進めるという国の方針もあって、本当に地域包括の中でも介護保険事業のやっぱりその有効な使い方というものが求められるわけですが、それについて本当にどう報酬のことが今般言われて人材確保についても、それ以外にも必要と思われるようなことがあったら教えてください。以上です。

山口氏

私の分かる範囲でお答えします。ちょっとこの状態が、このままだとどうなるかということですが、先ほどお話した通り、本当にヘルパーさんの人手がなくて、募集しても集まらないということで、どんどん今いるヘルパーさんたちが高齢化している状況になっていますので、多分ヘルプの事業所は、さっき言ったようにちょっと閉鎖せざるをえないところが出てくるんじゃないかというふうには考えています。そうなると、現状でも私ケアマネージャーもやっているので、ケアマネージャーの立場から言うと、結構ヘルパーさんたちにお願いしても、どうしてもここは入れませんというところで断られることは結構増えてきています。というのはヘルプの事業ってサービスというのは、例えば、朝夕とか結構その時間帯によって結構ニーズが高かったりすると、やっぱりそこはどうしてもヘルパーの手がつかないというところで出てきているんですね。なので、本来だったら週3回ヘルパーさん入ってもらいたいところも週2回しか入れないので、1回はもうご家族で頑張ってくださいというようなケースとかも増えてきています。あとはおむつ交換の回数も本当は1日3回必要なのに、もう2回で勘弁してください。そんなところも実際出てきていますので、このままで本当に在宅で生活する、在宅介護を続けていくことが困難になってくるようになってくるのではないかというふうに思います。あと、報酬の改定なんんですけど報酬の改定自体は3年に1回介護保険を行うことになっていますので、次回の改定は来年、再来年になるのかな。ですよね。なので現場の方はもうそこまで待っていられないですね。もう通常の定期の改定を待たずに方策をとっていただかないと現場が持てない、持たないような実情になっています。あと市町村とのやりとりですが、今回のことではないんですけど、ちょっと現場の状況どうだっていうことで、二宮町の介護保険の担当の方から聞き取りがありました。その際に、今回の報酬でこれだけのちょっと収支の減額になってしまいそうですというようなお話をさせていただいたことはあります。はい。そうですね。ちょっと私のところで答えられそうなところです。

高橋氏

発言させていただきます。国の動きというところで先ほどのところもあったのですが、今回の報酬改定マイナスの根拠になったのがヘルパー事業所は黒字だと、他のサービスの事業所より黒字だと。ところが実際国会審議の中で、黒字のその多くを占めるのが、いわばさっき言った近接のヘルパー事業所ということで、実は、いわゆる小規模かつ一軒一軒回る居宅事業所の3割は赤字というのは実は国も分かってはいたんですが、でも全体でまとめると、黒字ですから今回は下げさせていただきますということをまず報酬で決めました。でもやはりそうは言っても小さい事業所が赤字ということも当然、国は分かっているので、先ほどあったような全会一致の議決もされたというのが実態かというふうに思っています。その後、改めての調査等は、実は私自身の事業所もヘルパー事業所を持ってはいるんですが、新たな細かな調査っていうのは横浜の方でされていないということ以外は分からないので、国としての動きはどうなのかというのを正直わからない部分があるかなというふうに思っています。それからあと在宅を進める国の方針で何かというところでもちょっと出たんですが、やはり繰り返しになるんですが、最終的には家族がどれだけケアするかは、いわゆる息子さん娘さんが本当にいよいよ手に負えないということになると、最終的には特別養護老人ホーム等の施設を選ぶことはあるんですが、やはり本人の希望をなるべく叶えたいとか、あと実際に施設に入るよりは、多分在宅の方がサービスの限度額も多分それほど問題なく利用できるということからいけば、やはり地域包括ケアはもっともっと進めるべきだというふうに僕自身は思っていますし、そのためにやっぱり訪問系の事業所に対する後押しというのは、ぜひとりわけ今回マイナス改定されたヘルパー事業所に対して、これだけ喫緊に求められてるというふうに考えています。お答えになったかどうか分かりませんが、以上になります。

一石

再度、両者に質問させてください。今のお話を聞いていますと国は、その大きな事業所が生き残れば何とかなるだろうと思っているのかとか、私が実際に二宮町内で、その小さな居宅介護とか優良なものがあるというのはよく聞いていて、やっぱりそういうふうに細かくケアが進まなければ、本当の福祉というのは進まないかなと思うんですが、大きな利益が上がっている事業所に注目しているということは、国はそういう細かなそのようなケア、もしかしたら、そっちの方が有効だし長期スパンで見ればお金も多分いいように回るんじゃないかなと思うんですが。そうじゃなくて、大きな事業所が生き残ればいいみたいな感じに捉えていらっしゃるのかなというのを聞きたいと思いました。

山口氏

そうですね。大手のところじゃないとなかなか生き残れなくなつてきているような感じはしてはいます。というのは、やはり大手のところで、ある程度いろいろな事業をやってると、そこであちこち採算のバランスを取って、ある程度の職員の待遇を維持するというところはできるかなとは思うんですけど、大きいところは。後は、さつき処遇改善なんてお話もありましたけれども、いろいろな介護保険の事務的な作業というのは結構負担になっていて、処遇改善加算も先ほど高橋さんからお話ありましたけど、計画書を作ったり報告したり、費用、いろんな収支の金額を計算したりとかということで非常に煩雑なんです。私もやっていますけれども、大きな事業所ですと、結構事務員さんもきちんといらっしゃって、そういう手続きはできるんですが、小さい事業所になると、管理者が事業所の管理をしながら、現場のヘルパーにも行きながら、そういう申請の書類を作ったり、果てはヘルパーさんの一人一人の賃金計算したりとかをやっている事業者もたくさんあるので、本当にちょっと小規模の事業所の負担ということを考えると、その辺まで本当に国が考えているのかというと、結構そこはもう考えていないんじゃないかなと思いますね。あとは、大手の事業所がどう考えているか分かりませんが、多分採算がとれないようなところにはなかなか大手は手を出してこないんじゃないかなと。地方とかでも、一軒一軒回るのに時間かかるようなところだとそういうところを支えているのは大手の事業所ではなくて、その地域に根差した事業所、小規模の事業所が支えているというようなところなので、国がもしその大手優遇で事業、政策を進めるとしたら、実際取り残される地域が出てきてしまうんじゃないかなというふうには懸念しています。

高橋氏

私自身の意見ということでお話をさせていただきますと、この間新たに事業展開しているところ、これ医療もそうですけれども、やはり施設に集約をして、そこにサービスを提供するというのが、効率がいいということで全国展開する。例えば、最近だと重度の障害、疾病、難病持っている方を集めるホームとか、そういうのが全国展開しています。だけどそれはあくまでもそこにやっぱり入ってもらうことが当然前提ですから、それ以外の当然費用もかかりますし、先ほど言った地域包括ケアは自分の住み慣れた家でなるべく、頑張りたいということに対して、事業展開を大手がするかというと、僕自身も正直言って採算合わないところには来ないかなというふうに思います。それは先ほどの繰り返しになりますけども、移動の時間は当然報酬の算定になりませんし、そういう非効率なところにやっぱり進出するとは思えませんし、ちょっと正しい数字はわかりませんけれども、もう全国の自治体の幾つかではヘルパー事業所がゼロ

の自治体もありますので、もうそういうところはもう最初からもうヘルパーのサービスを受けられないところが増えていくので、そういう点では大手で貰えるっていうふうに国は思ってると僕自身は思っていません。以上です。

一石

さっきのお話聞くと、自治体とのコミュニケーションって、そんなに進んでないのかなってちょっと思ったんですね。例えば、その小さな事業所が集まる強力な団体を作るとか。その自治体と連携して、その事務事業を一括にするとか。様々な工夫の余地についてはどうかと思いました。またそういうことをやっている自治体があるのか、ないのかっていうのもちょっと気になるところでした。やっぱ裁量があるはずっていうのは私前、市民運動の議員だったので、そういうことはよく聞いていたので、それについての進歩っていうのは、このところ、ここ10年、ここ数年、なかったのかなっていうのが気になるところでした。ごめんなさい。

吉澤氏

そうですね、自治体とのやりとりというところについては私介護保険の運営協議会の方にも出席させていただいているのですが、そこでこのやっぱり町の方でも、人材不足、介護のところに集まらないとかっていうところは、十分把握していただいていると思います。それは介護保険訪問介護の事業所に限らずということではあるかとは思うんですが、そこで人材の募集のところの補助とかをやってくれたりというところは、伺っております。それで、この話をしてもいいのかわからないんですけど、この前大磯の運営委員会に出席させていただいたんですね。そこで大磯の方では、今、そこは一石議員がおっしゃった通り、チーム作業事業のところですね。その事務作業、やっぱり今山口さん、高橋さんが言っているようにすごく煩雑で大変なところもあるっていうところは、訴えたところそういったサポートもしていこうっていうところも検討していこうっていうふうにおっしゃってくれていたんで、二宮の町でもそのようなことをしていただけると非常に助かるなというふうに感想を持っております。ただ現状としてそういったサービス、外に、アウトソーシングというか外に出したりというところもやっているという事業所は私は聞いたことはないので、今山口さんが言ったように管理者、ちっちゃいところは管理者が頑張って残業をして、夜遅くまでやってというところが現状だと思います。

高橋様

私はリアルにちょっと行政と横浜なので、本局になると難しいんですけど、ただ経営問題でやりとりするという点でやっぱり一番ハーダルが高いのが、会計基準が組織によって違うんですね。例えば、

社会福祉法人なら社会福祉法に基づいて、主に財務を中心とした、やっぱり会計基準に基づいて決算出しますし、私どもは生協なので、消費生活協同組合法、中小企業法に基づいた会計の決算等もやっていますので、なかなかちょっと基準が違うので、一律的なその黒字赤字の例えれば水準も考え方方が違ったり、あと小さいところほど、その基準もまちまちなので、なかなか年に数回たまに事業所ごとの経営の数字を教えてくださいって厚労省から来るんですが、今時点はまだ義務ではないので、おそらく国もどの程度把握しているのかはちょっとわからぬかなというふうに思っています。あとローカル、自治体の援助ということでいうと、様々なその地域のローカルルールで、様々なヘルプなんかあったと思うんですが、何分今回報酬のマイナスなので、もう日々の事業にやっぱり直結してるっていう点では、やっぱり大変ちょっと重いというふうに受けとめていただければと思います。以上です。

副委員長

質問を一つ二つしたいと思います。さっきから赤字が相当心配だということで、かなり際どいよということだったんですけど、赤字の要因っていうか、多分その単価が下がった事によって収入が減る部分もあると思うんですけど、例えば、入居者の方が少なくなっているとか、競争相手がこう多くて、今話題になっていますけど、紹介料が、いっぱい積む方に行っちゃうとか、なんかそういうのも含めてかなあと思ったんですけど、その辺はどうですかね。

山口氏

競合相手が多くて、なかなか収入、収支が良くならないというような状況ではないかなとは思っています。私は、もうそもそも訪問介護の報酬自体がもう低いので、今回下げられましたけど、もともとの報酬自体が低いので、なかなかそれでちょっと収支の黒字を出してやっていくのが結構厳しいかなと思います。特にうちもちょっとちっちゃい事業所ではあるので、小さい事業所にとっては、そこがもう根本的な問題かなというふうに思っています。はい。

高橋氏

経営の問題でちょっと強調したいのは、いわゆる介護保険全体がそうなんですが、マンパワーがあっての、いわゆる収入なので、例えば私どもの法人のヘルパー事業所の人工費が、ヘルパー事業の収益の大体 88% です。残りの 12% で家賃だとか、うちは車を法人で確保してるんでその車のリース料だとか、もろもろを捻出しなければいけないっていうのがまず一つ。その上で今、人の確保で、これ僕個人の一番の危機感は、やっぱりこの訪問すればするほど、きちんといわゆるそれら人工費以外の費用が貢えるんですが、今人が確保

できない。様々な要求があっても受けられないっていう中では、むしろ、本当はもっともっと事業を展開できても、人の確保ができない。今私たちやっぱり、事業の人材のいわゆる変な話、対抗というのは医療福祉以外の業界です、今は。もう今サービス業に戻ったりとか、看護師なんかでも、もう看護師の仕事に戻らないで、サービス関係の仕事に行っちゃうとか、それぐらい今給与水準どんどん上がっていますので、やっぱり我々今むしろ医療、介護、そこではなくて他産業との今勝負だというふうに、でもなかなか勝てないのが今の実情かなというふうに思っています。以上です。

副委員長

やっぱり人材不足みたいなところがやっぱ大きいのかなとは思いますけど、そういうことについての困りごとって相談に行くとか改善をいろいろ申し入れるとかいうのは、自治体とか国の方にしていくんだろうと思うんですけども、結構その辺ってどうなんですかね。きっちりなんか幾度となくやっているんだけどみたいなところはありますか。

吉澤氏

求人については、もう、やっぱり皆さんイメージあると思いますが、出しても出しても全然ないです。ハローワークとかそら辺の関連するところに、ずっと3ヶ月出しても、1件もないですね。昨年はそういう状況に手をこまねいていてもしょうがないので、二宮の地域は800枚か、チラシを作つて、ただ、むやみにばらまいたのではなく、大体子育て世代がいたり、そういう地域をリサーチをして、職員で一軒一軒、ポストインしたんですけど、1件も反応はなかつたですね。はい。そのような状況です。中には、新しい働き方というか、やっぱり、訪問介護の働き方というのは30分行つてとか1時間行ってというので、1日に3件4件といったような細切れで働くことが多いので、なかなか収入面では、安定してこないというか、デイサービスとか同じ福祉の仕事でもデイサービスとか、あと施設といったところでまとめて時間は働いたり夜勤をやつたりっていう方が、収入的には得られるというところがあると思います。ですので、訪問介護の中でも、今はこう帶で働くというような、自宅にいて例えば9時から2時とかそれぐらいまでの帶で、時給が発生して、その間訪問をしてというような働き方、新しい働き方ですね。それで、何件あっても、そのサービスをしてもしなくとも、その間は時給が発生する。ただ緊急で行ってもらつたりというところがあつたら、そこは対応してもらえるように、自宅で待機していたくといったような働き方が、出てきてはおりますが、そういういったような採用をしてるところは本当に少数かなあと思います。はい。こんなような感じです。

高橋氏

私の方からは、例えば今の隙間バイトなんかも結構世間を賑わしていますけれども、確かにじやあ30分、1時間の仕事を手が空いてる人ができるかというと、実は訪問というのは私たち今業界でハラスメントの問題が大変大きな問題になっているんですね。施設に来ても暴言を吐く方っているんですが、それは集団で対応できます。ところが個々の家に行ってサービス提供するのはもう一対一なので、当然信頼関係ができるまで、複数で訪問等もしますけれども、そのあと基本的に1人で行ってもらいます。どういうハラスメントがあるのかというのは、管理者の責任も大変今問われる中で、実は訪問というサービスはもちろん、家事援助、身体介護も含めてですが、そういうことも含めて、高いスキルを求められるというのが今の実情であります。ですから同じちょっと介護の仕事の中でも、個々のお宅を回るという点では、本当に我々も一生懸命、声掛けはするんですが、やはりそこも躊躇する部分ではないかなというふうにも考えています。以上です。

副委員長

やっぱり小規模の事業者さんっていうのは、結構、そういった面で経営を転がしていくというのは、今厳しい状況にあるというのはよくわかりました。最後ですけど、処遇改善みたいなところで例えば、この報酬の引き下げ撤廃がなされたとすると、例えば介護の職員の待遇とか労働環境とかどんなふうに改善が図られていくのかなというのをちょっとわかつたら教えてください。どんなことを期待されていますかでも結構です。

山口氏

先ほど話した通り、今処遇改善加算というのが取っている事業所があるので、それはもうそっくりそのまま入ってきた金額は職員の方に行きますので、今回求めているのはそこは別に、基本報酬の減額の撤回というところで再改定というところを求めているので、報酬のそこで入ってきた報酬については基本的には多分事業所の運営の方に回すことが多いのかなとは思うんですけど、ただ経費の部分が結構、今高騰していて、そもそも物価が高騰しているというのもあるんですけど、コロナ禍の影響で、いろいろな衛生品費、例えばマスクですか、消毒剤とか、そういった部分での影響も結構あるので、そのところは、もちろんヘルパーさんたち、自分でマスクとか用意している方もいらっしゃいますけど、基本的にもう事業所からそういったものを支給するとか、そういったヘルパーさんの処遇に関わるところで改善するという、その基本報酬が戻ったところで、そのヘルパーさんの処遇の方に改善するということはできるのではないかというふうに思ってます。

高橋氏

あと補足すると、私ども含めてもうちょっと大きい事業所なんかですと、やっぱり今は職員のメンタルヘルスのところの例えれば、相談業務なんかも外部と委託して、いつでも、何かトラブルにはならないけど自分の中のもやもやとかを吐き出す場なんかも体制を整えていかないとなかなか職員が定着しないっていうのもありますので、そこも正直言って経営状況でやったりやらなかつたりというのもありますので、最終的にやっぱりマンパワーがあっての業態なので、そういう形で使うということも想定されるかなというふうに考えています。以上です。

吉澤氏

補足の補足といいますか、どんな待遇をというとやっぱり今お話をされていたように、マンパワーというところが本当に求められているかと思います。給与が上がるというのはすごく喜ばしいことではあるんですが、今、しきりに国会とかでも議論をされている 103 万円の壁みたいなところも、すごく深刻な影響が出ていまして、もうどの業種もそうかと思うんですけど、非常勤のヘルパーさんが多いんですね。うちの事業所、多分どこの事業所もそうかと思うんですが。そうすると、11月、10月ぐらいからかな、もう働くのができなくなっちゃって、給与が上がれば上がるほどこの働く時間は少なくなっていくっていうところですね、そこの問題があるので、やっぱりこのマンパワーを確保するために、少しプラスアルファ給与を上げていくっていうようなことではないと、なかなか集まってくれないとは思うので、そういった求人のところに少し上がった分とかは割していくというか、そういうところにお金を使うということも求められることではないかなと思います。以上です。

#### <執行者側への参考質疑>

一石

もう本当に介護保険事業も地域包括ケアも本当に大変な状況だと思います。先ほど、陳情者の方にも聞いたんですが、二宮町の中で、この状況が続くと、一体どういうふうになるんだろうかかという見通しはいかがでしょうか。それから、こういう状況になるに於いて、国とのやりとりが自治体としてあったのかとか、あとはさつきも出ましたが、何らかの新しい手立てかな。小規模な訪問介護が進むような事業者が潰れるようなことにならないような、必要なことであるって思ってらっしゃるのが、前提にあると思うんですが、必要なことだから、そのために、新しい何らかの手立てを自治体としてするというような考えがあるのかというのを聞きたいです。

介護保険班長

先ほどのこれから見通しについてなんですが、やはり現状、こういったように訪問介護の報酬が下がってるという部分がありま

すので、またちょっと今後、3年、今回計画が、また見直しのときがありますので、またそういったときに、まだ介護報酬等が、上がるというかそういう動向を見ながら、ちょっと進めていきたいなと思っております。

高齢介護課長

今の班長の補足になるんですが、町としましては今現在もうこういった厳しい状況というのは分かった部分はあったので、国、県への要望というようなところで、報酬改定の見直しを速やかに行って欲しいというような要望を出させて、意見、要望を出させていただいているとかというようなこともさせていただいてます。それから今進めて、町としては。上げさせていただいて、また近隣の取りまとめとかを経てというような形になるかと思います。あと、国から事前にこういったところの説明があったのかっていう部分については報酬改定というところでの内容っていう部分はあったんですけど、介護の訪問介護に対してというような限定的な部分で、影響が出るというようなところの報告は一切ないような形で進んできているというような状況になります。新しい手だての部分につきましては、先ほど陳情者の皆様がおっしゃっていたんですが人員確保、人手不足っていうのが本当に大きな問題だというふうに思っていますので、町の方で進めています支援策で人員確保とか、就労支援ですね、町の施設に勤続していく、勤務していただくというようなところを進めている部分と、各事業所で求人を出しても実際には集まつてこないというような実情も聞いていますし、町の方で、例えばそういう補助していたとしても、なかなか年に数件出るか出ないかというような状況の中では、県の方で、実際には人材確保のマッチングみたいなものやっているんですけど、そうすると大都市圏でやっているので、大体がそちらの方に流れてしまうというような状況もあります。なので、今後の部分になるんですけど、町としては、例えば県西部の方でそういったマッチングの機会を設けて欲しいだとかっていうようなところ、それから近隣の市町村と合同でそういったことができないのかというようなところも要望ができればなというふうに思ってます。以上です。

一石

町もその人材確保の支援策、施策があるみたいな今お話だった。それ、ちょっと具体を教えていただきたいと思います。あと、その近隣自治体とのその状況の共有とか、対策とかの研究なんかは進んでいるんでしょうか。

介護保険班長

現状ですね町がやっている制度のものにつきましては、何回もお話ししてるんですが、初任者研修を要は、初任者研修を受講された方

に対して一定額を助成しているっていうところと、その研修を受けた上で、町内の事業所へ就労した場合には、3万円、3ヶ月以上就労された場合には3万円を支給してのような状況ではあります。現状としての施策は、今のところそうなっております。

高齢介護課長

人材確保の方の部分での近隣市町村との研究というようなところだったと思うんですけど、それにつきましては神奈川県というような大きいところでは、実際にそういった制度を設けてやってくださってはいるんですけど、なかなかこちらの方まで回ってきていないというようなところなので、そういった現状をお伝えしながら、こちらの方でもやって欲しいというようなところをこれから、県政要望等で上げていきたいというふうに考えています。以上です。

一石

さっき介護保険班の班長から見直しの時に、ちょっと考えたいってことですが今の話だと、本当に間に合わないっていう感じなので、やっぱりそういう見直しっていうのを早めるとかいう可能性とかはいかがでしょうか。あと、二宮には、認知症サポーターが数千人いたりとか、なんかすごく助けたい人たちもいっぱいいる。事業にかかるなくとも。だからそういう人たちの活用なんかも含めて本当にいろんなことやらなきやいけないと思いますが、何かそういう検討なんかについてはいかがでしょうか。

介護保険班長

先ほどの訪問介護の介護報酬の関係ですね、厳しいというところは十分承知はしているんですけども、やはり我々だけ、町単独で何かできるかっていうところもありますので、今課長からお話をやっぱり国とかですね、そういったところで要望していく这样一个ことで対応を考えているところでございます。

高齢介護課長

介護保険の報酬につきましては国の方が決めていることで、町の方でどうこうできるものではないので、そういったところの意見は班長が伝えていきます通り、国、県の方にも伝えていくというようなところで対応を、町の方としてはしていきたいというふうに思っています。人材の認知症サポーターさんとかの町内にいらっしゃる福祉的な部分に興味関心って言ってはあれなんんですけど、気持ちのある方につきましては、ヘルパーというような形になりますと、やはりある程度の資格が必要になってくるかと思うので、なかなか難しいかなとは思うんですが、そういったところの声掛けは確かにできるのかなとは思いますので、検討したいなというところと、あとヘルパー事業所さんのそういった資格がなくても簡単な例えば仕事っていうようなところで、それこそ掃除洗濯だったりというようなと

ころができないかというところについては、様々なところで働きかけをさせていただいて、マッチングまではいかなかつたんですけど、動いている現状は実際あります。以上です。

古谷

ありがとうございます。そうすると、こういうふうな案件、議会側としてもどんどん意見書を上げていった方がいいんではないかというふうな考えで、町の方でもそういうふうな要望を上げていきたいというふうな考えでいるということであれば、やはり議会としてもそういうふうな後押しをしていくべきだろうというふうに思うんですけども、これが仮にこう倒産がいろいろ続していくと、町としてはどういうふうな支障を来していくんでしょうか。ちょっとそのところ、かなりの割合で倒産していると思うんですけども、どうなっていく、ちょっと想像できることを教えてください。

介護保険班長

そうですね。倒産をしていくところ、かなりそういうところ、いってしまうというのはかなり厳しいところではあるかと思うんですけども。町としてもそういうサービスを受けるに当たって、代替できるようなサービスがあるのかどうかというのは、いろいろな実際サービスを受ける側の人たちと、ケアマネージャーさんとかのお話を聞く中で、そういうものが、どういったサービスが代わりにできるかというのをちょっと考えていくようなのかなと思っております。

健康福祉部長

今班長の方から、こんな形でお答えさせていただきましたけども、やはり地域包括ケア、地域で住みなれたところで暮らしていくつもりたいっていうのは町としても当然考えていることで、そのためにはやっぱりヘルパー事業所はなくてはならないものだと思います。だから、なくなったらどうこうじゃなくてなくならないように、やっぱり町としても国に対していろいろ意見をしていきたいなというふうに思っていますので、とにかくこれからもっと在宅の方って高齢化というか、団塊の世代の方が今75を超えてきていますので、これからもっと必要になってくると思います。それに対応できるような事業所の体制というか、介護保険事業の体制がそうなるように、ぜひ国にも強く言いたいなというふうに思います。以上です。

古谷

よくわかりました。ありがとうございます。横浜に行ったりあと、東京都の方行くと、ハローワークの中入っていくと、それだけ別個にブースが用意されているんですね、看護師とかですねと、そういうふうなことを、ぜひ今確かにおっしゃるとおり、横浜でやっても、こっちに来ませんので、こちらの方でそういう合同でブース等、作

って、受け入れられるようなシステムを何とか構築してもらいたいなどというように思いますんで、よろしくお願ひします。以上です。

副委員長

私からは2つ聞かせてください。先ほどの結果からやっぱり収支比率というのですかね。儲かっているか儲かっていないかっていう介護の訪問介護の事業所が全体に対して訪問介護の方が少し儲かってるから、その原資を他の介護の方に回すぞという意味合いで受け取っているんですけど。そういう意味合いでいくと、二宮町の中で比較的小規模と言われてる事業所、訪問介護含めた介護施設の事業所、事業所それと、いわゆる高い水準で利益が上がっているというか、いうような事業所はどれぐらいあるのか、もし分かったら、教えてください。難しいのかな。そうやって分けるのは、もし分かつたらいいです。

介護保険班長

今の事業所の経営状況というのは、町の方は、把握はしていないという状況になっております。

副委員長

例えば、今まで訪問介護の利用者さんから、サービスの提供とか質の悪さが、質が落ちたよというような情報が町に入っていますでしょうか。

委員長

訪問介護の事業者からですか。利用者からですね。そういう話が町に入っているか。

介護保険班長

そうですね。具体的に特にそういったお話はまだ来ておりません。

委員長

他にはないですか。それでは質疑がなければ休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 16時40分

(傍聴議員の質疑：2名)

再開 16時51分

### <意見交換>

なし

### <討論>

委員長

これより一括討論に入ります。

羽根

私、最初経営努力をお願いしたいなと思っていたんですけども、

なかなかこの実状を聞き、賛成の採択の立場で討論をさせていただきます。私自身もちょっと両親2人を自宅で介護した経験もありますし、やはりそのヘルパーさんがいなければ持たなかつたと思います。一番はごめんなさい。事業者さんというよりも二宮町の町民の方が困るようなことはやっぱりしてはいけないと思いますので、町、事業者さんが現状一番当然はお分かりになっているけれども、あとは町の職員がやはりその現状を一番、その次には見ていると思いますので、そこから、町の方から国にも県にも、そういう陳情じゃないですね、依頼を、報酬のことについて出したいと言っているということであれば、よっぽどせっぱ詰まっているのかなあというふうに思います。何よりも町民サービス、本当に困るようなことがあってはいけませんので、そういう意味も含めて賛成したいんです。それで、一つ国にこういう報酬の部分だけなのかということを、もう1回私は国も考えてもらいたいなと思うんですけど。この事務サポートですよね。こういったものの、例えば、サポートする人を送るのではなくて、こういう仕組みづくりですよね。こういうものを何か専門家を養成して、今デジタルなんかそういう専門家を養成して送り込んだりしますよね。そういうことを町に送り込んでもらって、サポートしていくということをやるとか、お金でない部分も考えてもらって、何とか乗り切るということをしていただきたいなと思って、採択賛成の立場で討論させていただきました。以上です。

一石

賛成の立場で討論いたします。実際このケアマネの報酬については、もう考慮されなかつたっていう、やっぱりこの制度自体にかなりな齟齬があった。そして衆院の国会の中でも、やっぱりそういう附帯の決議があつたり、やはりもう早急に考えなきやいけない。この陳情項目の2024年度介護報酬改定における訪問介護の介護報酬引き下げの撤回、それから地域の実情、事業規模を加味した訪問介護報酬の再改定、事業所の窮状に向けた緊急救済措置の実施、これは全て妥当であると思いますので、採択の方よろしくお願いします。

副委員長

私は、陳情2号3号について、反対の立場で一括して討論します。反対の理由は大きく3つあります。一つは、財政負担みたいなところで、訪問介護報酬の引き下げ撤廃が国や地方自治体の財政負担、財政的な制約がある中で、他の重要な公共サービスへの影響が懸念されること。それから、公共性の観点からですけど、他の介護サービスとの公共性を損なう可能性があるかなと。特定のサービスに対する処遇措置っていいますかね、不公平感みたいなところは生むことに繋がるんじゃないかということ。最後に一応政府というか、国

としても、この小規模な事業所が苦しんでると、人材確保とか経営、これに対して非常に苦しんでいるということで、この辺に関して影響調査、この辺の実施に向けた検討をもうすでに行っていく方針とかということで、方針であるということと、その対策についても検討をしていっている状況であるということを踏まえて、今回は反対、不採択としました。

委員長

以上で討論を終結いたします。

### <採決>

委員長

それでは最初に、陳情第2号を採決いたします。陳情第2号を採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

よって陳情第2号は採択すべきものと決定いたしました。次にこの陳情の採択に対する委員長、審査意見の作成については、どのようにいたしますか。

(「正副一任」の声あり)

委員長

正副委員長に一任の声がございましたので、そのようにさせていただきます。

次に陳情第3号を採決いたします。陳情第3号を採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。よって陳情第3号は採択するといった決定いたしました。次にこの陳情の意見書作成についてはどのようにいたしましょうか。

(「正副一任」の声あり)

委員長

ありがとうございます。正副委員長にご一任という声がございまして、そのようにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。以上で陳情第3号の審査を終了いたしました。申し訳ございません。今一括審査だったものですからすみません。意見書案の作成については陳情第2号の内容と合わせて3号の方が一つの意見書とすることが考えられますが、そのことも含めて正副委員長にご一任いただくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。以上で陳情第3号の審査を終了いたします。お疲れ様でした。陳情の説明者の方、長い間お待ちいただいてありがとうございました。

---

### ③二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第10号)

委員長

町長提出議案第10号、二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行者からの補足説明がありましたらどうぞ。特にないということで、それではこれより質疑を行います。

#### <質疑>

一石

この条例改正で、子どもの福祉がどのように改善されるのか、それをちょっと確認させてください。それから、家庭、この事業に、この条例に該当する事業が二宮町にないということでしたが、家庭的保育事業が町内にないのはなぜか。そしてまた、この事業のニーズをいかに理解しているのかというのを教えてください。

子育て支援班長

お答えいたします。まずどのように改善されるかというところですが、まずずっと話の前段として町内にはご存じの通りこの条例を適用する施設はございません。今回、この条例の改正の中身ですが、まず初めに家庭的保育事業の認可をする条件として、今回の条例改正の中で第7条の部分で保育所等との連携というところで謳わせていただいております。これは何かということですが、家庭的保育事業の認可を受ける際には、保育内容の連携施設というところで、保育園、幼稚園または認定子ども園と連携をしなさいよという条件がついております。それで、今回の条例改正前の国の基準が変わったことによる影響ですけれども、連携する施設で、保育園、幼稚園、認定子ども園と連携ができなかった場合には、他の家庭的保育事業者、具体的には、小規模保育事業を行う事業者の方と連携が取れれば、それらの連携施設とみなすよという規定になります。あと、二

宮町の家庭的保育のニーズというところですが、家庭的保育のニーズという面では、主に都市部でいうと、待機児童の解消ですね。それが一番の大きな目的であろうと思います。二宮町に関しては、まだ基本的にはこの小規模保育自体も手挙げになりますので、まず町の方から、小規模保育事業やってくださいよというあっせん等は行いませんので、あくまでも受け身と言えばよろしいでしょうかね。町としてはそういうスタンスであります。以上です。

一石

町内でこの家庭的保育事業を他自治体で使っている人はいるんでしょうか。

子育て支援班長

ちょっと記憶なんですが、町民の方で他の施設、家庭的事業間の小規模とかを使っている事例はなかったと理解しております。以上です。

委員長

他にありますか。他になければ、休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

(傍聴の議員の質疑：なし)

### <討論>

なし

### <採決>

委員長

これより議案第 10 号を採決いたします。議案第 10 号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

委員長

举手全員であります。よって、議案第 10 号は可決すべきものと決しました。

---

**④二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 12 号)**

**⑤二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第 13 号)**

委員長

それでは次に、町長提出議案第 12 号、二宮地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、

町長提出議案第 13 号二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防の支援等に係る介護予防のための効果的な基準等を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。補足説明がありましたらどうぞ。

### <補足説明>

健康福祉部長

補足説明です。今回の改正はいずれも国の規則等が改正されたことによるものです。内容が条文だとわかりにくいので、資料に基づいて高齢介護課長の方から内容について補足説明をさせていただきます。

高齢介護課長

そうしましたらお手元にあります資料に基づいて、議案第 12 号の補足説明をさせていただきます。まず前提としましては、包括支援センターの職員配置基準という部分が、65 歳以上の第 1 号被保険者、3000 人から 6000 人ごとに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、またはそれらに準ずる職員を含む 3 職種、各 1 名ずつの配置というものが原則になっています。二宮町におきましては、第 1 号被保険者数が 1 月末現在、9772 人となっておりまして、先ほどの基準で言いますと、9000 人から 1 万 2000 人までというようなところになりますので、3 職種は、各 2 名ずつの 6 名の配置が必ず必要になるというようなものになります。今回の改正の趣旨につきましては、地域包括支援センターの職員配置の部分はやはり人材確保が困難となっている現状や、配置要件の見直しの提案が出されたことなどを踏まえて、柔軟な職員配置を可能にするため、今回、大きく 2 つ改正があるものになります。

1 つ目が、常勤換算法を用いることができるようになるというもので、条例の第 4 条第 1 項の方で、欠員が生じた場合、例えば週 5 勤務の常勤職員 1 人に代わって、週 3 の人と週 2 勤務の職員 2 人を雇うことによって、常勤換算で欠員の解消が図れるというようなことができるようになるというものになります。

2 つ目がこちらの表を見ながらお願ひしたいと思います。複数圏域を 1 つの区域とみなせるようになるもので、第 4 条第 2 項の部分になりますが、まず資料の真ん中のところの図ですね、ご覧いただければと思います。まず左側の図、C というところで、1 号被保険者数 6000 人というところの圏域が 3 つありますというような形になります。原則ですと、それぞれに 3 職種各 1 名ずつの配置が必要になります。それが今回の改正によりまして、右側の図のように、複数の地域包括支援センターが担当する区域を 1 つ、全体で 1 つの区域というようにみなせるようになるため、1 号被保険者、合計 1 万 8000 人に対して 3 職種、各 3 人の合計 9 人の職員が必要になるんで

ですが、そちらの部分を、地域の特性に応じて、職種や人員の配置をすることが可能になります。相互支援を図り、人員等をカバーすることで、地域課題に対応した特定の職種を手厚く配置するなど、機能強化を図ることができるようになるというような改正がされるものになります。以上で説明を終わらせていただきます。

### <質疑>

委員長

それではこれより一括質疑を行います。

一石

二宮は地域包括支援センターって1つしかないですよね。だから、先ほど説明のあった9000人から1万2000人のところで、柔軟な対応ができるということに、二宮として変わる。この条例によって変わることろというか、福祉的、何かが変わるっていうのは、それのみって感じになりますかね。

高齢福祉班長

二宮町は先ほど一石委員おっしゃられるように、1万2000人までにところで、3職種が2人ずつの配置というところで、今、包括の方には、3職種、各2人ずつの国の配置というところですので、特にこの改正で変わるということはありません。以上です。

委員長

他に質問ある方いらっしゃいますか。よろしいですね。では特に他にないようですので、休憩にして、傍聴議員の発言を許可します。

(傍聴の議員の質疑：なし)

### <討論>

なし

### <採決>

委員長

それでは、議案第12号を採決いたします。議案第12号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第12号は可決すべきものと決しました。

委員長

それでは、議案第13号を採決いたします。議案第13号を原案の通り可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって、議案第 13 号は可決すべきものと決しました。

---

## ⑥特定事件の調査について

委員長

次に教育福祉委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。我々の委員会は、1月 17 日の午前に、調査研究会を開催し、調査研究テーマを決めました。2 つのテーマで進めていくことを決定いたしました。1 つは、教育における子どもの権利について、前年度からの引き継ぎで、町も前向きに捉えています。残りの任期で条例制定できるよう進めていきたいと考えています。2 つ目は地域包括ケアシステムのこれからについて、地域公共交通を福祉の観点から進めていくにあたってや、地域の福祉の充実についても、地域包括ケアシステムの課題を解決していかなければ次に進めないので、実態把握と政策提言につなげていくということでございます。

2 つ目の、地域包括ケアシステムのこれからについてを進めていくにあたり、2 月 5 日に、二宮町社会福祉協議会に議員全員で赴き、職員 2 名に聞き取りをいたしました。それは 2 時間ぐらいかけて二宮町社協における様々な課題などを、共有化いたしました。またそれについてはいろいろ問題点もあり町と協議していく計画でございます。以上で私たちの委員会は、その間はそのような動きをして参りました。最初に申し上げましたように 2 つの特定事件の調査テーマで、進めたいと思いますがいかがでしょうか。

一石委員

今、委員長は教育における子どもの権利っていうね、テーマ。はい。などにもかかわらず、条例制定にまで何とかっていうふうにおっしゃったんで、だから教育における子どもの権利というのをすごく重視してやるっていうことをやっぱり内容としては、大事なんだから、もう条例制定はもうやるって言ってるので説明はそのようにしていただけたらなと思います。

委員長

そのようについてのをもう 1 回繰り返していただけますか。

一石議員

項目の説明が条例制定ということは省いてほしいと思います。

委員長

そうですね、省きます。それでは、改めてお諮りします。1 は教育における子どもの権利について、2 は地域包括ケアシステムのこれからについて、この 2 つを研究、特定事件の調査としていきたい

と思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは再度、特定事件の調査を行うことでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めそのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 17 時 28 分